

2024年度 同志社大学大学院 司法研究科

履修免除試験問題 法律科目試験

(民事訴訟法)

第1問 (配点：15点 [各3点])

以下の記述のうち、正しいものは○、誤っているものは×を解答用紙に記入しなさい。

- (1) 当事者が専属的合意管轄を定めた裁判所に訴えが提起された場合には、裁判所は、訴訟の著しい遅滞を避け、または当事者間の衡平を図るために、訴訟を他の管轄裁判所に移送することはできない。
- (2) 訴訟委任に基づく訴訟代理人は、特別の委任を受けなければ、訴えの取下げをすることができない。
- (3) 判決で裁判をする場合には、口頭弁論を経なければならないが、決定で裁判をする場合には、口頭弁論を経るはならず、審尋を行わなければならない。
- (4) 判例の趣旨に照らすと、債権者代位訴訟において、代位債権者の受けた判決の既判力が債務者に拡張されることはない。
- (5) 控訴裁判所は、第一審判決の理由が不当である場合であっても、他の理由により第一審判決の結論を支持することができる場合には、控訴を棄却しなければならない。

第2問 (配点：25点)

文書の成立の真正に関する「二段の推定」について、説明しなさい。

第3問 (配点：60点)

次の(設例)を読んで、問(1)と(2)に答えなさい。

(設例)

Xの所有する土地(以下「本件土地」という)に、Yが無断で建物(以下「本件建物」という)を建てて使用するに至った。Xは、Yに対して本件建物の収去および本件土地の明渡しを求めたが、Yはこれに応じず、高額の立退料を要求してきた。

そこで、Xは、Yを被告として、本件建物の収去および本件土地の明渡しと、Yが本件土地の不法占拠を開始した日から本件土地の明渡しに至るまでの賃料相当損害金として月額40万円の損害賠償の支払を求める訴えを提起した(以下「本件訴訟」という)。

問(1) (配点：30点)

本件訴訟におけるXの訴えのうち、本件訴訟の口頭弁論終結から本件土地の明渡

2024年度 同志社大学大学院 司法研究科

履修免除試験問題 法律科目試験

(民事訴訟法)

しに至るまでの将来の賃料相当損害金支払請求に係る部分は適法であるか、検討しなさい。

問(2) (配点: 30点)

本件訴訟の係属中に、Yが本件建物をZに譲渡し、Zが本件建物を使用するに至ったとする。Xは本件訴訟において、Zを被告に追加することができるか、検討しなさい。